

# 新型コロナウイルスに対するガイドライン

令和2年5月26日



株式会社フロンティア

## はじめに

令和2年5月25日（月）に政府の発表により全国の緊急事態宣言が解除されました。宣言が解除されたからと言って、新型コロナウイルスが完全に無くなった訳でもありません。世間では第2波、第3波といった言葉もよく耳にします。

弊社ではこれから先も今まで通り感染防止対策を徹底していくと共に第2波、第3波に備え患者様、社員の生命と健康を守る為、万が一感染した場合など具体的な対応をあらかじめ定めておく事が重要であると考えます。

そこで我々の職種の特性に適した感染を防ぐガイドラインを作成し、そのガイドラインに沿った運営に弊社社員はもとより、患者様各位においても励んで頂く事をお願いしたいと思います。

なお、弊社は大阪府の要請の指示に従い院の運営を行って参りたいと思います。

株式会社 フロンティア  
代表取締役 安田 雅洋

## 目次

1. 表紙	1
2. はじめに	2
3. 目次	3
4. 院内環境の対応	4
5. スタッフにおける健康管理	5
6. 感染者（疑わしいを含む）に接した場合の対処	5
7. 患者様・スタッフの家族や同居人に感染者が出た場合（PCR 陽性）	6
8. 各相談窓口	7

## 院内環境の対応

### 院内の衛生面の確保と感染防止対策

#### 院の入り口・待合室

- ・ 入口ドアの自動ドアボタンの消毒。(※使用消毒液：次亜塩素酸水)
- ・ 患者様入室時と帰宅時に手指の消毒徹底のお願い。  
(※使用消毒液：手指用エタノール液)
- ・ 患者様入室時にマスク着用での入室推奨。  
(※持っていない場合：初回は無料配布、2回目以降1枚50円にて販売)
- ・ 1時間に1回の換気時間を設ける。
- ・ 待合室のイスの定時消毒。(※使用消毒液：次亜塩素酸水)

#### 施術室やベッド

- ・ 飛沫を防ぐため、各ベッドのカーテンを頭部の部分まで閉めておく。
- ・ 顔枕のフェイスタオルは患者様毎に交換する。
- ・ 患者様の施術終了後毎に施術ベッド、掛け・敷タオル、顔枕、足枕、カゴの消毒。  
(※使用消毒液：次亜塩素酸)
- ・ イス・クイックチェアの施術終了後毎に消毒 (※使用消毒液：次亜塩素酸水)
- ・ 施術中も患者様のマスク着用を推奨。
- ・ 24時間の換気設備稼働。
- ・ 電話機、iPad、レジ等受付周りの消毒 (※使用消毒液：次亜塩素酸水)

#### 患者様へのご対応

- ・ 患者様の体調がすぐれない場合や体温が 37.5℃以上ある場合はその日の施術をお断りします。
- ・ スタッフ全員マスクの着用で施術対応。
- ・ 施術スタッフは患者様毎に手指の消毒を実施。
- ・ 発熱が疑われる患者様には検温して頂き、使用後の体温計は即時に徹底消毒します。  
その方が発熱時にはその日の施術をお断りし、自宅にて安静を促します。翌日以降、その後の体調等をお電話にてお伺いいたします。
- ・ 発熱患者様に検温をしたスタッフは速やかに手指の手洗い、うがい、消毒、洗顔、マスクの交換を行います。

## スタッフにおける健康管理体制

- ① 全スタッフは出勤時に検温し検温表に記入する。  
その際、37.3℃以上あれば即時帰宅し自宅にて安静にする。  
その事をマネージャー、代表に即時報告をする。
- ② 電車通勤のスタッフは通勤時からマスクの着用を徹底する。
- ③ 施術患者様 毎に手指の消毒を徹底する。
- ④ 食事や休憩時のスタッフ間の濃厚接触を避ける（ソーシャルディスタンスを意識）
- ⑤ スタッフの家族や同居人などに新型コロナウイルスの感染者が出た場合は即時出勤を停止し、自宅にて経過観察を2週間行い、他のスタッフとの接触について実態把握を行います。

## 感染者情報（疑わしいを含む）に接した場合の対処

### 通院患者様が感染していた場合

- ① 即時にマネージャー、代表へ連絡 ※感染者情報報告書の提出  
本部から指示を出し、当該院から保健所へ通告。（求められる情報を速やかに開示する）  
※下記の緊急時の各保健所・相談センター参照 来院者情報の抽出。  
※特に感染者の入室から退室の一時間後くらいまでに来院されていた患者様を  
リストアップ
- ② 保健所の指示に従い、必要となれば休診決定し、関係者へ周知を図る。
- ③ 休業期間については、所轄保健所により指揮の有無が異なるのが現状、意志疎通に留意する。
- ④ 保健所の指示に従う。

### スタッフが感染していた場合

- ① 以下の（ア）、（イ）の症状がある場合、感染の疑いがある為、会社に報告する。  
（ア） 風邪の症状 37.3℃以上の発熱が4日以上続いている場合  
（イ） 強いダルさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。  
その後、会社と連携を図りながら相談センター、医師、保健所からの指示に従う。
- ② 報告については上長に LINE または電話にて報告する。  
上長からマネージャー、社長に報告。

### その他

院のスタッフから感染者が出た場合は保健所の調査が入るようです。その場合は該当する勤務曜日、勤務時間に接触した人物の特定をし、保健所に全面協力します。

## 患者様・スタッフの家族や同居人に感染者が出た場合（PCR 陽性）

- ① 会社に濃厚接触者と判定されたか否かを報告する。
- ② その他に医師や相談センター、保健所などから伝えられた内容を報告。
- ③ 会社側は症状の有無にかかわらず濃厚接触と認定されたスタッフについては、  
出社停止させる。※フローチャート参照

### フローチャート



## 新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）一覧

※土日祝を含めた終日つながります

（令和2年4月24日現在）

センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所	06-7166-9911	06-6944-7579
大阪府茨木保健所		
大阪府守口保健所		
大阪府四條畷保健所		
大阪府藤井寺保健所		
大阪府富田林保健所		
大阪府和泉保健所		
大阪府岸和田保健所		
大阪府泉佐野保健所		
大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
高槻市保健所	072-661-9335	072-661-1800
東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
豊中市保健所	06-6151-2603	06-6152-7328
枚方市保健所	072-841-1326	072-841-5711
八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
寝屋川市保健所	072-829-8455	072-838-1152
吹田市保健所	06-7178-1370	06-6339-2058

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、府民の皆様からの健康相談に応えるため、令和2年1月29日（水曜日）に下記のとおり電話相談窓口を設置いたしました。

### 【相談窓口】

専用電話 06-6944-8197

ファクス 06-6944-7579

※番号にお間違えの無いようご確認をお願いいたします。

### 【相談受付時間】

午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

※一般的な質問は大阪府ホームページ等を参照してください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/default.html>

# 感染者情報報告書

令和 年 月 日

報告者

発生した院:	院長:	担当者:
--------	-----	------

来院日	令和 年 月 日	患者氏名	様	感染情報	本人・家族
-----	----------	------	---	------	-------

感染情報

--

通院履歴

来院日	施術内容	該当患者様と接触者が考えられる他のスタッフ
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

接触が考えられる他の患者様


その他(今後の対策や備考、注意など)

--